

部内限

地発第0625002号
基監発第0625001号
職首発第0625001号
職政発第0625001号
職就発第0625001号
職保発第0625001号
職需発第0625001号
平成20年6月25日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
厚生労働省労働基準局監督課長
厚生労働省職業安定局首席職業指導官
雇用政策課長
就労支援室長
雇用保険課長
需給調整事業課長

株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等に係る留意事項について

標記については、平成20年6月25日付け地発第0625001号、基発第0625001号、職発第0625001号「株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等について」（以下「連名通達」という。）により通達されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 労働局における対応に係る留意事項（連名通達記の2関係）

連名通達記の2により各労働局総務部企画室に設置する特別相談窓口においては、窓口又は電話によりグッドウィルの派遣労働者、従業員及び派遣先からの相談を受けるものであるが、「公共職業安定所への誘導」は、職業相談、職業紹介及び雇用保険に係る相談を求める派遣労働者及び従業員について行うほか、労働者の確保のため公共職業安定所に直接求人を申し込もうとする派遣先の事業主等の誘導を含むものとする。

また、「労働基準監督署等」への誘導は、労働基準監督署のほか労働局の雇用均等室に誘導することが考えられるものであるが、必要ならば取扱部局等と事前に調整して、関係部局等間で密接に連携しつつ、相談内容に応じた的確な誘導を行うこと。

さらに、「相談窓口及び電話番号のホームページ等による周知」の具体的取組として、各労働局のホームページ上に、「グッドウィルの派遣労働者等の皆様へ（相談窓口のご案内）」等として分かりやすく掲示すること。

なお、これら各労働局の相談窓口の住所、電話番号については、厚生労働省のホームページにも掲載予定であること。

2 公共職業安定所における対応に係る留意事項（連名通達記の3関係）

- (1) 連名通達記の3により公共職業安定所において職業相談、職業紹介等を行うものであるが、求職者等からグッドウィルに対する指導（公共職業安定所に出された求人条件の内容に関する事項を除く。）を求める相談、問合せ等があった場合は、その内容に応じて、必要ならば取扱部局等と事前に調整して、関係部局等間で密接に連携しつつ、労働局需給調整事業担当部局、労働基準監督署等に的確な誘導を行うこと。
- (2) 連名通達記の3(1)エについては、事業廃止に起因して、社員寮等の退去によって住居を失った者や収入の減少によりアパート等の退去を余儀なくされた者等が来所した場合、本人の状況及び希望を十分に把握したうえで、必要に応じ、社員寮付きの求人や住み込み可能な求人について、一覧表に整理することなどによって求人情報の提供を行うとともに職業相談・職業紹介に努めること。
なお、社員寮付きの求人や住み込み可能な求人については、有効求人の中から検索を行うだけでなく、求職者のニーズに応じ、求人担当部門と連携の上で、社員寮や社宅等を保有していると思われる事業主に対してその入居の可否を確認するなどにより、積極的な求人開拓を行うこと。
また、これらの者の職業相談・職業紹介に当たっては、平成20年3月28日付け職就発第0328002号「住居喪失不安定就労者の就業確保対策に関する留意事項」を参考とし、必要に応じて住居不安定就労者サポートセンター等への誘導を行うなど、必要な支援を行うこと。
- (3) 連名通達記の3(2)については、被保険者資格の遡及確認等、雇用保険に係る取扱いは、別途通知するので、適切に対応すること。

3 労働基準監督署における対応に係る留意事項（連名通達記の4関係）

連名通達記の4により労働基準監督署において労働条件に関する相談対応等を行うものであるが、職業相談及び職業紹介や雇用保険受給手続を求める相談、問合せ等があった場合は、公共職業安定所の特別相談窓口への誘導を行う等、公共職業安定所との連携を図ること。